

香川県報



第 96 号

平成 15 年

12月 5 日(金曜日)

告 示

- 土地改良事業計画変更の適否決定 ()
- 土地改良区の役員の就退任の届出 ()
- 土地区画整理法の規定による換地計画の縦覧 (サンポート高松推進課) (九)

目 次

(○印は、県法規集掲載事項) ページ

○保安林の指定の解除予定の通知(二件)	(みどり整備課)	一
○生活保護法の規定による指定医療機関を休止した旨の届出(健康福祉総務課)	()	二
○生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	()	三
○生活保護法の規定による指定介護機関の事業者の名称等の変更の届出	()	四
○生活保護法の規定による指定介護機関の事業者の名称等の変更の届出	()	五
○生活保護法の規定による指定介護機関の事業所の名称等の変更の届出	()	六
○生活保護法の規定による指定介護機関を休止した旨の届出	()	七
○生活保護法の規定による医療扶助のための施術担当機関の指定	()	八
○介護保険法の規定による事業者の指定	(長寿社会対策課)	九
○香川県統計調査条例の規定によるかがわエンゼルプラン21フォローアップ調査の実施	(子育て支援課)	一〇
○道路の供用開始(二件)	(道路保全課)	一一
○公有水面埋立工事の竣功認可	(港湾課)	一二
○道路の位置指定	(建築課)	一三
公 告		
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	(県民参画課)	一四
○落札者等の公示	(税務課)	一五
○肥料の登録	(農業経営課)	一六
○土地改良事業の適否決定	(土地改良課)	一七

●香川県告示第六百八十八号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成十五年十二月五日

一 解除に係る保安林の所在場所
 仲多度郡満濃町大字炭所西字新池一七六一の一・一七六一の六(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 解除の理由 公園用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり整備課及び満濃町農林課に備え置いて縦覧に供する。)

●香川県告示第六百八十九号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成十五年十二月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 解除に係る保安林の所在場所
 さぬき市多和字兼割一〇の六
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 指定理由の消滅
- 解除に係る保安林の所在場所
 さぬき市大川町富田東字日浦二二七の六、大川町田面字鮎婦一六三六の一〇、字上村一〇七〇の三、字東碎石二六九〇の七から二六九〇の一〇まで、二六九〇の一四、

字八幡口三三六二の七、三三六二の八、字千婆ヶ嶽三三五四の七から三三五四の九まで、字碑石二八三八の二、二八四〇の三から二八四〇の七まで、小田字中西二〇七七の一八、字興津二〇九二の五、二〇九二の七、二〇九二の八、鴨庄字小方峠四五〇の一五、字不動寺四五二五の二八・字山脇四五三〇の六・四五三〇の一三・四五三〇の一四・四五三〇の二一・四五三二の九・四五三二の二二から四五三二の一五まで・四五三二の二五・四五四一の五・四五四一の九・鴨部字鳥田一九九二の二・一九九三の三(以上一五筆国有林)、一九九一の二、字六番二二六七の六、二二六七の七、二二六七の九、字坂子三〇三九の三、三三九九の二、三四〇〇の三、三四〇〇の四、寒川町神前字中村三七三九の六から三七三九の八まで、寒川町石田東字本村甲七二三の五(国有林)、昭和字谷乙二五四の五、乙二五八の三、乙二五八の四、多和字兼割三二の九、字横川一八八の四三、一八八の五二、一八八の五四から一八八の五六まで、二〇一の二九、字竹屋敷八の八から八の一〇まで、一四の二二、一七の六、一七の九から一七の一まで、字東谷九五の一〇・九五の二一・九五の二五(以上三筆国有林)、九五の一六、九五の一七、一〇八の五、一〇八の六、木田郡三木町大字奥山字猪ノ谷三一九四の甲二七から三一九四の甲二九まで・三一九四の甲三一から三一九四の甲三三まで(以上六筆国有林)、三一九四の甲三四、字堂ヶ平三三三九の六(国有林)、三豊郡山本町大字大野字香原三四六六、字鹿ノ谷三四五六、三四五八、大字神田字裏山乙六七九の三、乙六八一の二、大字財田西字向井川八七の三、八八の二、八九の三、字鹿ノ谷一四四九の七、一四四九の一七、一四四九の二二、一四四九の二二、大字河内字逆瀬二二九八の一三

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

●香川県告示第六百九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を休止した旨の届出があった。

平成十五年十二月五日

休 止 年 月 日	名 称	開 設 者	所 在 地
		香川県知事	真 鍋 武 紀

平成一五、二、一七

今滝小児科医 院

今滝 康子

観音寺市粟井町二二六七番地

●香川県告示第六百九十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年十二月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、九、一	医療法人社団聖心会阪本病院 東かがわ市川東一〇三番地一	医療法人社団聖心会 東かがわ市川東一〇三番地一	訪問看護 訪問リハビリテーション
平成一五、一〇、一	ナーシングホーム あいむ 綾歌郡国分寺町新名四八二番地一	社会福祉法人終会 綾歌郡国分寺町新名五二〇番地一	特定施設入所者生活 介護
平成一五、一〇、一五	デイサービスセンターあいむ 綾歌郡国分寺町新名四八二番地一	社会福祉法人終会 綾歌郡国分寺町新名五二〇番地一	通所介護

●香川県告示第六百九十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の事業者の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成十五年十二月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一四、五、七	社会福祉法人塩江町社会福祉協議会 香川郡塩江町大字安原上東九九番地一	社会福祉法人塩江町社会福祉協議会 香川郡塩江町大字安原下第二号一六四五番地	社会福祉法人塩江町社会福祉協議会 香川郡塩江町大字安原上東三九四番地二
平成一五、四、一	さざんか荘老人介護支援センター さぬき市大川町田面三六〇番地	大川地区広域行政振興整備事務所 さぬき市津田町津田九三〇番地の二	大川広域行政組合 さぬき市津田町津田九三〇番地の二
平成一五、四、一	さざんか荘老人デイサービスセンター さぬき市大川町田面三六〇番地	大川地区広域行政振興整備事務所 さぬき市津田町津田九三〇番地の二	大川広域行政組合 さぬき市津田町津田九三〇番地の二

●香川県告示第六百九十三号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。
平成十五年十二月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
-------	-----------------	-------------------------	---------

平成一四、八、一	訪問介護のサミーズ 大川郡白鳥町松原一〇一―一二	すばる訪問介護しるとり 大川郡白鳥町松原一〇一―一二	株式会社サミーズ 大川郡白鳥町松原一〇一―番地二	訪問介護
平成一五、七、一	すばる訪問介護しるとり 東かがわ市松原一〇一―一二	すばる訪問介護 東かがわ市松原一〇一―一二	株式会社サミーズ 東かがわ市松原一〇一―番地二	訪問介護
平成一五、四、一	居宅介護支援事業所クレールみどり 仲多度郡琴平町苗田四〇二番地一	クレールみどり老人介護支援センター 仲多度郡琴平町苗田四〇二番地一	社会福祉法人慶生会 三豊郡山本町大字辻二二一〇番地	居宅介護支援
平成一五、四、一	大川老人ホーム老人介護支援センター さぬき市大川町田面三六〇番地	さざんか荘老人介護支援センター さぬき市大川町田面三六〇番地	大川広域行政組合 さぬき市津田町津田九三〇番地の二	居宅介護支援
平成一五、四、一	大川老人ホーム老人デイサービスセンター さぬき市大川町田面三六〇番地	さざんか荘老人デイサービスセンター さぬき市大川町田面三六〇番地	大川広域行政組合 さぬき市津田町津田九三〇番地の二	通所介護
平成一五、六、一	さぬき市社会福祉協議会志度支所 さぬき市鴨庄	さぬき市社会福祉協議会日盛の里 さぬき市鴨庄	社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会 さぬき市長尾東八八番地五	訪問介護 通所介護 福祉用具貸与 居宅介護支援

平成一五、六、一	さぬき市社会福祉協議会長尾支所 さぬき市昭和一〇五〇番地	さぬき市社会福祉協議会福祉の里 さぬき市昭和一〇五〇番地	社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会 さぬき市長尾東八八番地五	訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 福祉用具貸与 居宅介護支援
平成一五、七、一	ヘルパーステーションほがらか 善通寺市上吉田町五丁目一―二三	在宅総合ケアセンターほがらか 善通寺市上吉田町五丁目一―二三	香川医療生活協同組合 高松市栗林町一丁目三―二四	訪問介護 通所介護

●香川県告示第六百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出があった。

平成十五年十二月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成一五、二、一七	今滝小児科医院 観音寺市粟井町二二六七番地	今滝 康子 観音寺市粟井町二二六七番地	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
平成一五、三、一	すばる介護支援センター 大川郡白鳥町松原	特定非営利活動法人すばる 大川郡白鳥町松原	居宅介護支援

平成一五、四、一	医療法人社団あかつき会山下内科医院 善通寺市善通寺町五丁目六番二八号	医療法人社団あかつき会 善通寺市善通寺町五丁目六番二八号	訪問介護
平成一五、四、一	医療法人社団大仁会大西病院居宅介護支援事業所 観音寺市観音寺町甲六七八番地一	医療法人社団大仁会 観音寺市観音寺町甲六七八番地一	居宅介護支援
平成一五、四、一	仁尾町社会福祉協議会 三豊郡仁尾町大字仁尾辛四二番地三	社会福祉法人仁尾町社会福祉協議会 三豊郡仁尾町大字仁尾辛三四番地三	居宅介護支援
平成一五、五、一	訪問看護ステーション三本松 東かがわ市三本松一六八四番地一	社会福祉法人三本松福祉会 東かがわ市三本松一六八四番地一	訪問看護

●香川県告示第六百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成十五年十二月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成一五、九、一	横山 和昌 三豊郡詫間町大字詫間六八〇三一五	和心堂鍼灸接骨院	観音寺市坂本町一丁目三一七讃岐農機第二ビルコーポ一F
----------	---------------------------	----------	----------------------------

●香川県告示第六百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十五年十二月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	三七七〇一 〇二七〇九	事業所の名称 及び所在地	介護付有料老人ホーム あすか高松木太 高松市木太町二七五三 番地二	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	株式会社アイ・ディー ・エム 代表取締役 阪本謙一 高松市桜町一丁目三六 一番地四	指定年月日	平成十五年 十二月一日	サービスの 種類	特定施設 入所者生 活介護
	三七七〇一 〇二七一一七	愛ブリッジ 高松市室新町一〇七〇 番地一	有会社社愛ブリッジ 取締役 川田仁美 高松市室新町一〇七〇 番地一	〃	〃	〃	〃	訪問介護	〃

●香川県告示第六百九十七号

香川県統計調査条例（昭和二十四年香川県条例第四十五号）の規定に基づき、かがわエンゼルプラン21フォローアップ調査を次のとおり実施する。

平成十五年十二月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査の目的

「新香川県子育て支援計画（かがわエンゼルプラン21）」の達成度について、県民が子育てを行う環境にどれだけ満足しているかという視点から調査し、今後の子育て支援施策の資料を得ることを目的とする。

二 調査地域

県内全域

三 調査対象

平成十五年十月一日現在県内に住所を有し、一歳六箇月以上二歳以下の児童の保護者

の中から無作為に抽出した二、五〇〇人

四 調査方法

郵送調査

五 調査の実施期間

平成十五年十二月八日から同月二十一日まで

六 調査事項

- 1 属性に関する事項
- 2 父親の家事及び育児参加に対する母親の満足度
- 3 仕事と育児の両立に関する雇用環境面での満足度
- 4 育児リフレッシュや様々な事業に応じた保育サービスへの満足度
- 5 地域社会の子育て支援に対する子育て家庭の満足度
- 6 子育ての相談制度の利用のしやすさについての子育て家庭の満足度
- 7 子どもを安心して遊ばせられる身近な場所についての満足度
- 8 フッ化物洗口を実施している児童の割合
- 9 子育てに伴う経済的な負担感
- 10 児童虐待についての意識
- 11 子育て支援の現状

●香川県告示第六百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月五日から同月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路線名 満濃普通寺線（二百号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
-----	-----------------	--------------	----

仲多度郡満濃町大字真野字吉井九三八番二地先から	一〇・七		平成十五年香川県告示第六百十四号で変更した区域
仲多度郡満濃町大字真野字吉井九三八番二地先まで	一・八	一三三	

四 供用開始の期日 平成十五年十二月五日

●香川県告示第六百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月五日から同月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 城山鴨川線（百八十八号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市府中町字西福寺五九〇五番四地先から	九・一		平成十一年香川県告示第八百七十九号で変更した区域のうち残りの部分
坂出市府中町字西福寺五九一八番三地先まで	一四・〇	一一五	

四 供用開始の期日 平成十五年十二月五日

●香川県告示第七百号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、観音寺市役所建設課において平成十五年十二月五日から十年間閲覧に供する。

平成十五年十二月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 竣功認可年月日

平成十五年十一月二十八日

二 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

観音寺市 観音寺市坂本町一丁目一番一号

観音寺市長 白川晴司

三 埋立区域

1 位置

観音寺市観音寺町字加茂甲二三一七番四九、甲二三一七番二、甲二三一七番三八、

甲二五二二番二四、甲二五二二番八地先並びに甲二三一六番四、甲二三〇〇番二〇、

甲二三〇〇番二〇、甲二三〇〇番一二、甲二三〇〇番七、甲二三〇〇番一八、甲二三〇〇番二四、甲二三〇〇番二五、甲二三〇〇番二二、甲四〇四七番一八及び甲二二九

九番四に接する無番地地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、①の地点と④の地点までを順次に結んだ線及び④の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 三等三角点琴弾山（北緯三四度〇七分五六・二七六七秒、東経一三三度三八分四一・三二二五秒。）から二二〇度三六分二一秒 五四二・〇一メートルの地点

②の地点 ①の地点から二五三度一八分五一秒 一〇・七一メートルの地点

③の地点 ②の地点から一〇五度〇九分五五秒 七・七二メートルの地点

④の地点 ③の地点から一〇一度〇八分二九秒 〇・六〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一〇四度五二分三〇秒 二〇・三〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一六〇度四分五七秒 四・二二メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一三二度〇二分〇七秒 四・一七メートルの地点

- ⑧の地点 ⑦の地点から一五六度〇五分〇七秒 〇・八五メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二三九度〇二分四一秒 一・一五メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二四〇度二分二九秒 一・八四メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二四六度二分二九秒 一五・六七メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二二二度一六分三三秒 七・〇〇メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から二二二度一六分三三秒 四・〇〇メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から一四二度一六分三八秒 四・一九メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から二四七度二分三五秒 三二・三〇メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から二四九度二分四四秒 二・八七メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から二五一度〇七分四八秒 二・七五メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から二五二度三五分一秒 四・三六メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から二五二度五二分二〇秒 七・五八メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から二五二度五七分三九秒 二・三二メートルの地点
- ㉑の地点 ⑲の地点から二五二度五五分〇九秒 一・五一メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から二五二度五四分一六秒 二八・〇六メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から三四四度一分三〇秒 一七・四七メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から三四四度四分四四秒 一・九九メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から二五〇度〇六分一六秒 〇・六七メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から二八二度〇三分四八秒 〇・二五メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から三四一度三分五四秒 四・三四メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から三四二度四分二七秒 二・八九メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から三四五度五八分三七秒 一・〇五メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から三度二分四九秒 〇・七三メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から一八度二〇分〇六秒 〇・五四メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から四三度二分二一秒 〇・八二メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から五六度〇八分二五秒 〇・九四メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から六九度四八分一秒 〇・九二メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から七二度三分四七秒 一五・一八メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から七二度二分五八秒 二一・六〇メートルの地点

⑳の地点 ⑳の地点から二四度四六分三一秒 〇・一三メートルの地点

㉑の地点 ㉑の地点から七三度二分二九秒 一二・一九メートルの地点

㉒の地点 ㉒の地点から七三度二分二九秒 二三・〇二メートルの地点

㉓の地点 ㉓の地点から三四三度二七分一五秒 三・四七メートルの地点

㉔の地点 ㉔の地点から七一度〇二分五八秒 一五・九二メートルの地点

面積

二、七九八・五六平方メートル

四 埋立免許の年月日及び番号

1 免許年月日 平成十二年十月二十四日

2 免許番号 一二港A第三七号

●香川県告示第七百一十号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。
平成十五年十二月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 長土指道 第二十二号

二 指定年月日 平成十五年十一月二十一日

三 指定道路の位置 さぬき市寒川町石田西字東天王九三五―一、九四五―一及び同地先農道・水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・八八メートル
延長 八〇・〇七メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所において閲覧に供する。

公 告

●香川県告示第六百八十五号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年一月二十六日まで縦覧に供する。

平成十五年十二月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日
平成十五年十一月二十六日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人たかまつ市民活動応援団
齋藤 巖

高松市紺屋町四番地六

- 三 定款に記載された目的

本会は、市民活動の活動基盤の強化、市民活動団体・企業・行政のパートナーシップの推進強化、市民自らがつくる市民サービス創出などの支援を行うことで、人が人として尊重される自立した市民社会の実現を目指すことを目的とする。

●香川県公告第六百八十六号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十五年十二月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び数量 税務オンラインシステム外形標準課税対応業務 一式
- 二 調達方法 購入等
- 三 契約方法 随意
- 四 契約日 平成十五年十月二十七日
- 五 契約者の氏名及び住所 富士通株式会社四国支社 高松市藤塚町一丁目一〇番三〇号
- 六 契約価格 一六二、五九四、〇七五円
- 七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

八 担当課 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県総務部税務課納税グループ 電話番号〇八七―八三二―三〇六八

●香川県公告第六百八十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年十二月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成十五年十一月十二日	香川県第七三七号	肉骨粉	豚、鶏肉骨粉2号	窒素全量 八・〇 りん酸全量 五・〇	該当なし	讃佑化成企業組合 高松市西山崎町一五二番地

●香川県公告第六百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、小田奈良須両池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（横断道関連）森池地区）を行うことについて平成十五年十一月十九日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十五年十二月十九日から平成十六年一月十六日まで縦覧に供する。

平成十五年十二月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、さぬき市が土地改良事業（団体営基盤整備促進事業乙井川北地区）計画を変更することについて平成十五年十一月十八日適当と決定した。

その関係書類をさぬき市産業経済部土地改良課において平成十五年十二月十二日から平

成十六年一月九日まで縦覧に供する。

平成十五年十二月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大川町土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年十二月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の氏名 住所 退任年月日

理事 十川 昭五 さぬき市大川町富田西二五九四番地一 平成一五、一一、一〇

佐藤敬一郎 " " 三〇二四番地

中川 英雄 " " 南川一〇七八番地

十河 清隆 " " 六八番地五

羽鹿 明 " " 富田中三四五一番地

安西 正美 " " 二二四五番地

大山 博美 " " 二五九七番地

古林 昇 " " 七六八番地

真田 重男 " " 富田西二五八七番地一

寺井 誠司 " " 一一九八番地三

木村 稔 " " 九九三番地

入道 一士 " " 富田東一一四一番地

大山 博 " " 六〇八番地三

上野 壽雄 " " 七二番地

吉川 文雄 " " 田面一三八四番地

有馬 督治 " " 九九三番地

木村 萬善 " " 二六六六番地

監事 堀 進 " " 一八三番地

二 就任した役員

役員の氏名 住所 就任年月日

黒田 祐平 " " 富田西一四〇五番地五

大山 由仁 " " 一九一番地

理事 十川 昭五 さぬき市大川町富田西二五九四番地一 平成一五、一一、一一

佐藤敬一郎 " " 三〇二四番地

六車 藤夫 " " 南川一五二六番地二

藤井 栄 " " 一二六番地一

羽鹿 明 " " 富田中三四五一番地

多田 義治 " " 一〇四三番地

大山 博美 " " 二五九七番地

古林 昇 " " 七六八番地

堺 信夫 " " 富田西一九六九番地三

久森 敏 " " 一二七七番地

上田 康秀 " " 三四七七番地二

入道 一士 " " 富田東一一四一番地

朝倉 忠夫 " " 一六〇〇番地一

大山 博 " " 六〇八番地三

多田 保雄 " " 田面四〇三番地三

有馬 督治 " " 九九三番地

岩崎 聖人 " " 一七二三番地

監事 堀 進 " " 一八三番地

頼富 清伍 " " 南川七五六番地

大山 由仁 " " 富田西一九一番地

●香川県公告第六百九十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第八十八条第二項の規定により、香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の換地計画を、公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第五十五条の二において準用する同令

第三条の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該換地計画について意見がある利害関係者は、縦覧期間内に施行者に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 施行者の名称及び代表者の氏名

香川県

香川県知事 真鍋武紀

二 換地計画の縦覧期間

平成十五年十二月九日から

平成十五年十二月二十二日まで

三 換地計画の縦覧場所

高松市浜ノ町六八番地四三二号

香川県サンポート高松推進事務所

四 換地計画を縦覧することができる時間

午前八時三十分から午後五時まで

平成十五年十二月五日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)